

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で通院されている患者様へ

令和 6 年 6 月 1 日から行われる厚生労働省の診療報酬改定により、
医師による、診察や投薬・検査だけでなく、患者様個々に応じた目標
設定、血圧や体重、食事や運動等、総合的な管理指導を行い、
療養計画書を作成していくこととなりました。上記の疾患を主病と
する患者様におかれましては初回の療養計画書へのご署名をいただ
く必要があります。何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和 6 年 6 月 1 日からの指導管理料 ※検査・薬代等除く

【 令和 6 年 5 月 31 日迄 】	【 令和 6 年 6 月 1 日以降 】
外来管理加算 52 点	→ 算定なし
特定疾患療養管理料 225 点	→ 生活習慣病管理料 333 点
特定疾患処方管理加算 66 点	→ 算定なし
計 343 点	計 333 点

併せて、患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと、
リフィル処方箋を発行する事が可能です。

泉川診療所 所長